

○完了検査申請の必要書類・提出書類

建築基準法第7条の規定による完了検査を受けられる際は、下記書類の準備をお願いします。

○完了検査の申請時に提出		【根拠法令等】
□	完了検査申請書 (別記第19号様式) (長崎県HPよりダウンロードできます)	建築基準法施行規則第4条
□	<p>【法第7条の5(建築物に関する検査の特例)の適用を受ける場合】</p> <p>工事写真 次の①～③の工事終了時における構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真 ①屋根の小屋組 ②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁 ③基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)</p> <p><写真の例> ①全景、部材寸法、接合金物取付状況 ②全景、柱・梁・桁・土台・床組・筋かい等について、位置・部材寸法・仕口・継手状況 ③基礎配筋後の全景、形状寸法、鉄筋径・本数・ピッチ・かぶり等、 ホールダウン金物・アンカーボルト設置状況、コンクリート打設後の全景</p>	建築基準法第7条の5 建築基準法施行規則第4条第1項第2号
-	<p>【法第7条の5(建築物に関する検査の特例)の適用を受けない場合】</p> <p>施工・監理状況が把握できる各種試験結果、写真、検査記録等 (この欄の書類確認は現地で行うため、当課への事前提出は不要です。)</p> <p><書類の例> □支持層等が確認できる資料 □配筋写真等の隠ぺい部が確認できる資料 □鉄筋・木材・仕口金物等の品質証明書 □コンクリート等の強度試験結果報告書 □各種試験結果等 □監理者の検査記録が確認できる資料等 □溶接・圧接工等の技量が確認できる資料 □防火区画貫通部等が確認できる資料 □防火設備等の仕様が確認できる資料 □不燃材料等が確認できる資料 □設備機器の性能が確認できる資料 ...等 (その他図面との適合が確認できる資料をご準備ください。)</p>	建築基準法第7条の5
□	委任状 (代理にて申請等を行う場合) 確認申請時に提出済みの場合は不要です。	建築基準法施行規則第4条第1項第6号
□ 対象のみ	浄化槽工事完了届出書の原本 ※浄化槽の設置がある場合は、提出が必要です。	浄化槽法 第3条の2第1項 佐世保市浄化槽取扱要領 第5条
□ 対象のみ	消防法の検査済証の写し ※消防検査が必要なものは、提出が必要です。	消防法施行令 第35条
□ 対象のみ	都市計画法の検査済証の写し ※許可を受けている場合は提出が必要です。(提出済みの場合は不要)	都市計画法 第36条第2項
□ 対象のみ	宅地造成等規制法の検査済証の写し ※許可を受けている場合は提出が必要です。(提出済みの場合は不要)	宅地造成等規制法 第13条第2項
□ 対象のみ	サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けたことを証する書類の写し等 ※介護等がある場合で用途の判断に必要なものは、提出が必要です。	サービス付き高齢者向け住宅に関する建築基準法上の取扱について
□ 対象のみ	当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類 ※民間確認検査機関にて確認を受けたものは、確認申請書類の提出が必要です。	建築基準法施行規則第4条第1項第1号
□ 対象のみ	緑化施設の工事の認定書の写し ※都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合は、提出が必要です。	建築基準法施行規則第4条第1項第3号 都市緑地法 第43条第1項
□ 対象のみ	省エネ基準工事監理報告書 ※省エネ適判を受けた場合は提出が必要です。	佐世保市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要領 第10条
□ 対象のみ	建築物省エネ法の軽微な変更説明書(第6号様式) ※省エネ適判において、軽微な変更がある場合は提出が必要です。	佐世保市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要領 第8条
□ 対象のみ	建築物省エネ法の軽微な変更該当証明書の写し ※省エネ適判において、軽微な変更がある場合で、ルートCに該当し、軽微な変更該当証明書の交付を受けている場合は提出が必要です。	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条

○その他工事完了時に必要な書類の例(別途申請)		【根拠法令等】
□ 対象のみ	工事完了届 ※駐車施設の附属及び管理に関する条例による届出対象については、提出が必要です。	佐世保市の建築物における駐車施設の附属及び管理に関する条例施行規則 第8条
□ 対象のみ	特定生活関連施設工事完了届出書(様式第5号) ※福祉のまちづくり条例の届出対象の場合は、提出が必要です。	長崎県福祉のまちづくり条例第17条
□ 対象のみ	電波障害防止対策結果報告書(第7号様式) ※電波障害防止計画書を提出している場合は、提出が必要です。	佐世保市中高層建築物等建築指導要綱 第13条
□ 対象のみ	住宅の建築が完了した旨の報告書(様式6) ※長期優良住宅建築等計画の認定を受けた場合は、提出が必要です。	佐世保市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱 第14条
□ 対象のみ	その他建築基準関係規定への適合を示す書面	その他建築基準関係規定